

生物多様性ガイドライン

はじめに

本ガイドラインは、当社の事業活動において、**生物多様性・自然環境の保全**を、日々の業務に組み込むための行動指針です。

近年、気候変動への対応に加え、生物多様性・自然環境の保全は、企業活動における重要な社会的課題として位置づけられています。これは単なる社会貢献や環境保全にとどまらず、「事業リスクの低減」、「競争力の維持・強化」、「中長期的な企業価値の向上」に直結するテーマです。当社においても、原材料調達、立地選定、設計・施工、運用、地域社会との関係性づくりなど、あらゆる場面で自然環境とかかわりながら事業を展開しています。

こうした背景から、本ガイドラインでは、**気候変動に加え、生物多様性・自然環境の保全**を「現場を含む日々の業務の中で実践する」ことを目的としています。



出典元：ネイチャーポジティブポータル 環境省
(<https://policies.env.go.jp/nature/nature-positive/>)

1. 本ガイドラインの位置づけと運用

1-1 対象範囲

本ガイドラインは、当社の事業活動のうち、**自然との接点を持つすべての活動**を対象とします。

業務内容や職種によって関与の度合いは異なりますが、特に発注者・行政・地域住民などから自然への配慮を求められた際の**判断の拠り所**として活用することを想定しています。

事業活動の例：バイオマス・太陽光発電所、廃棄物処理施設、土木工事等

1-2 他規程との関係

本ガイドラインは、関連法令および既存の社内規程に代わるものではなく、これらと併用して運用します。ガイドラインの内容は、運用状況や外部環境の変化を踏まえ、適宜見直しや改善を行います。

2. 生物多様性と事業活動の関係について

生物多様性は事業や社会の基盤となる一方、事業活動は日々の業務も含めて自然環境や生き物に影響を与える側面もあることから、自然の恵みを活用しつつ、その保全にも配慮することが重要です。

そのため、生物多様性・自然環境の保全は「特別な取り組み」ではなく、“調達・設計・施工・運用といった日々の業務のプロセスに自然に組み込むべき視点”として捉えることが重要です。

3. 業務における生物多様性保全の実践（推奨行動・NG 行動）

本章では、当社の事業特性を踏まえ、日々の業務において意識すべき視点と行動を示します。

- ✓ ここで示す内容は、「すべての業務に共通する唯一の正解」ではありません
- ✓ 事業内容・立地・関係者・地域特性によって、適切な対応は異なります
- ✓ 判断に迷う場合は、関係部署・関係者と相談し、慎重に検討してください

また、行動例は原則として、**自社判断でコントロールできる範囲を対象**とします。自社のみでの判断が難しい場合や、責任範囲を超える懸念がある場合には、発注者など意思決定者との対話・協議を経て対応してください。

3-1 全社共通

当社の事業活動は、部門や職種を問わず、自然資源を利用し、生物多様性の恩恵を受けて成り立っています。

従業員一人ひとりが、自分の業務と自然環境との接点を意識する、例えば省エネルギーや廃棄物分別といった日々の行動が「なぜ求められているのか」を理解した上で業務に取り組むことが重要です。

✓ 推奨行動

- 自らの業務に関係する範囲で、生物多様性の基本概念を理解する
- ISO14001に基づく環境マネジメントシステム（環境影響評価）の構築・運用を通じ、自社の事業活動が自然環境に与える影響を把握・認識する
- 自部門のみで解決しようとせず、必要に応じて外部の専門家・有識者の知見を活用する

✗ NG行動

- 環境影響評価を十分に行わず、問題発生後に場当たり的に対応する
- 個別プロジェクトごとに対応が完結し、組織として環境保全の知見・ノウハウが蓄積されないままにする

取り組み例

- 各環境関連法令・条例（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、騒音規制法、振動規制法、公害防止条例、再エネ関連条例など）の把握と遵守徹底
- 県条例に基づく緑化率達成のため、周辺植生に合わせた植林を施設内で実施（バイオマス発電所／廃棄物処理施設）
- 動物の餌になるような食べ物を屋外に放置しないルールの徹底（バイオマス発電所）
- 有害物質を施設外へ持ち出さないよう、作業着は自宅に持ち帰らず、施設内で洗濯（廃棄物処理施設）
- 節電・節水を促す施設内掲示物の設置（廃棄物処理施設）

3-2 施工・建設段階

施工・建設業務では、環境関連法令を含む各種規制の遵守を前提に、発注者の指示に基づき、または協議をしながら、地域住民への説明や自然環境への影響評価を行っています。

しかし、生物多様性の観点では、法令遵守だけでは十分に保全できない、その土地固有の植生・生態系が存在する場合があります。

そのため、施工・建設にあたっては、以下の対応が重要です。

- ✓ 施工対象地だけでなく、周辺の土地・流域を含めた自然特性に目を向ける
- ✓ 発注者の指示を仰ぎながら、場所に応じた配慮や対策を検討する

✓ 推奨行動

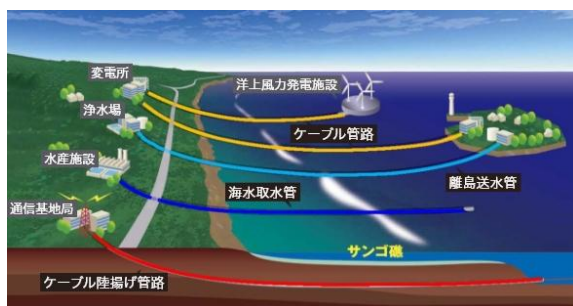
- 地域に生息する動物・昆虫への影響（営巣期・繁殖期など）を考慮し、施工時期・時間帯・工法を工夫する※1
- フェンス・道路・構造物が動物・昆虫の移動を遮断しないか確認し、動物・昆虫が迂回・通過可能な構造を検討する※2
- 夜間照明は、範囲・時間・照度を必要最小限に抑える
- 周辺が自然地の場合、空や森林方向への光漏れを抑える設計を意識する※3
- 雨水の排水経路を適切に整備し、汚濁や土砂流出が生じないように管理する
- 排水や汚染物質の漏えいが生じて、直接自然環境へ流出しない構造・配置となっているか確認する

✗ NG行動

- 鳥獣の生息地や移動経路を遮断する形で、建築物や仮設物を配置する
- 夜間の光害に配慮せず、人の利便性のみを基準に光量・色温度を設定する
- 防犯等を理由に、終夜照明を常時点灯したままにする
- 騒音・振動を伴う作業を、周辺環境や時間帯への配慮なく実施する
- 重機転倒などによる油漏れを想定せず、事前対策を講じない

取り組み例

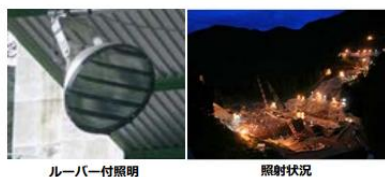
- 騒音の伴う作業を、発注者との協議の上、指定時間内までに完了（土木工事）
- 作業の障害になる植栽は伐採・移動せず、発注者と協議の上、設計上の設置位置を変更するなど植物の状態を維持（土木工事）
- 有害物質を含まない冷却水等による汚泥もすべて回収し、産業廃棄物として処理（土木工事）
- 産業廃棄物処理の適正化を確認するため、処理場の現地視察や埋立処理場の復元計画を確認（土木工事／廃棄物処理施設）
- 自社施設の設置にあたっては、原則として人の管理が難しくなった荒地を選定し、自然林の開発は行わない（太陽光発電所）
- 施設清掃では、原則洗剤・除草剤を使用せず、真水による洗浄、防草シート敷設、定期的な草刈りに対応（太陽光発電所）
- 太陽光パネル設置に際し、反射光や景観への影響を考慮し、設置傾斜・周辺住宅との距離確保・植栽などを検討（太陽光発電所）
- 近隣住民への雨水影響・土砂災害防止を念頭に、貯水池への流入など排水経路を整備（太陽光発電所／バイオマス発電所）
- 廃棄物処理工程で発生する副産物の一部または全部をアスファルト路盤材等として有効利用（廃棄物処理施設／バイオマス発電所）



- 1.当社 アースシャトル（弧状推進）工法
（海洋生態系へ配慮した工法の例）

夜間の光対策

- ◆フード・ルーバー付照明による光拡散防止や、低誘虫ランプの採用により、昆虫類の誘引死滅防止対策を行いました。



- 3.出典元 日建連 生物多様性行動指針
（光漏れを抑える設計の例）

【移動ルートの確保】

道路横断用通路

- ◆小動物の生息環境の分断や孤立化を招かないために、道路を安全に横断できるカルバートやコルゲートパイプなどを設置し、移動経路を確保しました。



道路横断用通路



注：カルバート：コンクリート製の箱状暗渠
コルゲートパイプ：波形管。管壁が膨脹式の形状となっている管

- 2.出典元 日建連 生物多様性行動指針
（動物・昆虫が迂回可能な構造の例）

3-3 コミュニケーション

当社の事業活動は、以下のような多様なステークホルダーの協力に支えられています。

- ✓ 拠点所在地の自治体
- ✓ 周辺住民
- ✓ 資源を供給するサプライヤー
- ✓ 水・廃棄物処理を担う地域事業者 など

それぞれのステークホルダーにとって、地域の自然がどのような価値を持つのかを理解・尊重し、対話を通じて共に保全していく姿勢が重要です。

✓ 推奨行動

- ・従業員・取引先・協力会社など、共に業務に携わるステークホルダーと生物多様性の保全について対話し、共通理解を持った上で調達・業務を進める
- ・自治体や地元住民からの助言を受けながら、希少種や重要な生息地の有無に配慮する

✕ NG行動

- ・ステークホルダーとの双方向の対話を怠り、自社都合の一方的な説明に終始する

取り組み例

- ・「新規入場者教育資料」を用い、施工条件の解説に加え、作業時間指定の背景や環境配慮の取り組みを、協力会社従業員を含む工事関係者へ説明（土木工事）
- ・土地選定時に敷地が鳥獣保護区内であることを認識し、市の指導に基づき環境影響調査・フェンス設置などによる鳥獣侵入防止を実施（バイオマス発電所）
- ・井水をくみ上げた冷却水について、pH調整・貯水池での温度調整を行った上で近隣流域へ放流し、その内容を地域住民へ説明（バイオマス発電所）
- ・地域住民とのコミュニケーションとして、建設段階の工事状況を写真付きでウェブ公開し、近隣学校の学生・関係者の施設見学を受け入れ（バイオマス発電所）
- ・廃棄物処理工程での火災や有毒物質発生の防止をテーマに、主に小学生ら地域住民向けの教育プログラム・映像制作を実施（廃棄物処理施設）
- ・有毒物質を含まない排煙であっても、景観やレピュテーションへの影響を考慮し、白煙防止装置を導入（廃棄物処理施設）

4. 用語集

生物多様性 (Biodiversity)

動植物・微生物などの「様々な生き物」と、それらが形成する生態系の多様性を指す。単に種の数が多いだけでなく、生き物同士のつながり、生き物と環境との関係、地域ごとの特徴やバランスを含む概念。生物多様性が保たれることで、生態系は安定し、人間社会の活動も長期的に支えられる。

生態系 (Ecosystem)

特定の地域で、生き物同士・生き物と水・土壌・気候などの環境が、相互に関わり合って成り立つ仕組み。森林・河川・海・農地・都市周辺の緑地なども生態系の一部。事業活動の影響は、個々の生き物だけでなく、生態系全体に及ぶことがある。

生態系サービス (Ecosystem Services)

生態系が人間社会にもたらすさまざまな恩恵。

- ✓ 水や食料、原材料の供給（供給サービス）
- ✓ 洪水・土砂災害の緩和、気候の調整（調整サービス）
- ✓ 景観やレクリエーション、文化的価値（文化的サービス） など

多くの事業活動は、意識しないままこれら生態系サービスに依存している。

自然資本 (Natural Capital)

生物（生態系・生物種・遺伝子）、非生物（水・土壌・大気・鉱物資源など）といった自然環境が持つ価値を資本として捉えた考え方。自然資本は、生態系サービスを通じて経済・社会活動を支えている。一度失われると回復に長い時間を要することが特徴で、持続的な利用・管理が求められる。

